

岡山市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

岡山市長



### 岡山市条例第23号

岡山市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例の一部を改正する条例

岡山市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく地域準則を定める条例（平成23年市条例第56号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を定める条例  
第1条中「第4条の2第1項」を「第4条の2第2項」に、「地域準則」を「市準則」に改める。

第3条中「第4条の2第1項」を「第4条の2第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 制定理由

工場立地法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正したものである。